

## 6. よくあるご質問

Q1 理学療法士が訪問している利用者には少なくとも3か月に1回の頻度で看護師が状態観察のために訪問することになっていますが、感染予防のため訪問を必要最低限度にしているなか、看護師の定期訪問を継続して行わなければならないですか。

A 介護報酬の算定要件において、初回訪問は原則とし、少なくとも3か月に1回は各事業所の看護職員が訪問し利用者の状態を適切に評価することになっています。臨時的対応に関する厚生労働省からの事務連絡はありません(4月24日現在)。訪問看護ステーションからのリハビリテーションの提供については看護職員が訪問して利用者の心身の状況等を確認し共同して計画を立てることとされています。看護師が利用者の心身の健康状態や服薬などの療養状況、介護状態を総合的にアセスメントして必要な看護を行います。理学療法士との連携で、日頃行われているリハビリテーションを看護師が代って行うことも可能です。利用者や家族に栄養や運動、手洗いや手指消毒、外出時の感染予防、健康相談など様々な助言を行うこと、利用者や理学療法士等のスタッフを感染から守ることは看護師の役割です。濃厚接触者にならないよう細心の注意を払いましょう。

Q2 看護師が定期的な健康状態の観察のため訪問することになっていますが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から電話やビデオ通話で代替はできないのでしょうか。

A 看護師が電話やビデオ通話による健康状態の観察や情報収集・相談支援に対する臨時的対応は、医療保険の訪問看護では、前述の「3. 新型コロナウイルス感染症に係る訪問看護の臨時の取扱い及び報酬の問7」のとおりです。介護保険の訪問看護では、前述の「4. 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険の訪問看護の臨時の対応の問1」のとおりです。

Q3 訪問看護ステーションのスタッフが熱発した日から2日間休んでいましたがPCR検査の結果陽性となつたと電話連絡がありました。訪問看護ステーションはどう対応したらいいでしょうか。

A 新型コロナウイルス感染症が確定した人は、保健所により疫学調査が行われ、濃厚接觸者を特定されます。その際、発症より2日前まで遡って接觸があつたか否かを調査されます。前述「5. 関連情報 1) 濃厚接觸者について」にあるような指導をされますのでご参照ください。訪問看護ステーションとしては、保健所の調査に協力しつつ、運営の規模縮小や休業も含めて保健所や行政と相談して対応することになります。